

神奈川県重粒子線治療助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる神奈川県立がんセンターの重粒子線治療に係る県民の患者負担を軽減するため、県民の重粒子線治療に要する経費に対し、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 重粒子線治療 神奈川県立がんセンターにおいて行われる重粒子線治療
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約または共済契約

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、重粒子線治療を開始した県民で、治療支払日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者とする。

2 助成の対象となる経費は、医療保険の対象とならない重粒子線治療に係る治療費（以下「助成対象経費」という。）とする。ただし、先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、治療費から給付を差し引いた額を助成対象経費とする。また、消費税及び地方消費税は除く。

(助成額の算出方法等)

第4条 助成額は、35万円を限度とし、助成対象経費といずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、原則として、助成対象経費の支払日から起算して6カ月以内に「神奈川県重粒子線治療助成金交付申請書」（第1号様式）の提出を行うものとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 治療支払日において、引き続き1年以上県内に住所を有することが確認できる、助成対象者本人の住民票
- (2) 治療の予定を記載した書類
- (3) 助成対象経費の支払いを証する書類
- (4) 誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（第2号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 助成対象年度の決定は、申請を収受した日を基準として行う。

(審査及び結果の通知)

第6条 知事は、申請を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 知事は、助成金等の交付の決定をする場合において、助成金等の交付の目的を達

成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 知事は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したときその他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(2) 助成対象者は、前号の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(3) 前号の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(4) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第 8 条 助成対象者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。